

「環境システムデザイン工学」教育プログラムの達成度判定方法（2007 専攻科入学）

達成度判定項目		達成度の評価方法			
		単位取得を要する科目あるいは時間数		その他の条件	
		科目名(注1)	科目等選択条件		
学士学位取得				学位授与機構により学士の認定を受けること	
取得単位数		124 単位以上		—	
コース修了				コースの教育課程を修了すること	
学習保証時間	人文、社会科学	参考付表参照	250 時間以上	—	
	数学、自然科学、情報技術等	参考付表参照	250 時間以上	—	
	専門分野	参考付表参照	900 時間以上	—	
	合計	1800 時間以上		—	
学習・教育目標	(A) 倫理	(A-1)社会倫理 ①多様性の理解 ②グローバルな視点	①英語A、ドイツ語、法学 ②社会倫理学特論	別表1参照	—
		(A-2)技術者倫理 ①社会問題の科学的理解 ②技術者の社会的責任	①特別研究(専攻科一年前期) ②社会倫理学特論、特別実習	別表1参照	—
	(B) デザイン能力	(B-1)計画 ①調査・検索能力 ②企画・創案能力 ③問題抽出・検討能力 ④設計・計画能力	別表1参照 ①特別研究、創造工学実習 ②創造工学実習、特別研究 ③電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、特別実習、創造工学実習、特別研究 ④電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、創造工学実習、特別研究		学協会等で口頭発表できる能力を有すること
		(B-2)実行 ①知識・技術取得能力 ②協調・管理統率能力 ③実践能力 ④継続的改善能力 ⑤報告書作成・プレゼンテーション能力 ⑥評価能力	別表1参照 ①電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、創造工学実習、特別研究 ②電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、創造工学実習、特別実習 ③電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、特別実習、創造工学実習、特別研究 ④電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、創造工学実習、特別研究 ⑤電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、特別実習、創造工学実習、特別研究 ⑥電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、特別実習、創造工学実習、特別研究		
	(C) コミュニケーション能力	(C-1)日本語 ①的確な日本語で表現できる ②日本語で検討・議論ができる	別表1参照 ①総合国語、特別研究 ②総合国語、特別研究	別表1参照	
		(C-2)外国語 ①英語・ドイツ語による基礎的な表現ができる ②英語で基礎的な検討・議論ができる ③英語の基礎的な聴き取り、読解ができる	別表1参照 ①英語総合A、ドイツ語、英語総合B、特別研究 ②英語総合B ③英語総合A、英語総合B	別表1参照	TOEIC425 点以上の能力を有することを英語総合Bの単位認定の条件とする

(D) 専門知識・能力	(D-1)理学 ①数学 ②自然科学	別表1、参考付表(D-1)① 数学科目群参照	(D-1)①科目群において、 別々の系において合計4科目以上の単位取得	
		別表1、参考付表(D-1)② 自然科学科目群参照	(D-1)②科目のうち3科目以上の単位取得	
	(D-2)基礎工学	別表1、参考付表(D-2)科目群参照	(D-2)科目各系1科目以上、 合計6科目以上の単位取得	
	(D-3)専門共通分野	別表1、参考付表(D-3)科目群参照	(D-3)科目群の別々の系から、 合計4科目以上の単位取得	複数の系に同じ科目を重複計上できない
	(D-4)専門分野	別表1、参考付表(D-4)科目群参照	(D-4)科目群において4科目以上の単位取得	
(D-5)異分野 ①異なった技術分野を理解できる ②複数の分野にまたがった計画を立案しこれを遂行できる ③人間と環境を意識した技術的なアイデアを提案できる	別表1参照 ①電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、 ②電子システム工学実験(専攻科1年前期)、建設工学実験(専攻科1年)、 創造工学実習 ③創造工学実習	①左記の指定された科目の単位取得 ②別表1参照 ③別表1参照		
(E) 情報技術	①情報機器を使いこなすことができる ②情報機器で企画・構築ができる ③専門分野で必要とされるプログラミングができる ④表現化して説明できる	別表1、参考付表(E)参照	各系1科目合計4科目以上の単位取得	複数の系に同じ科目が重複してもかまわないが、合計科目は別々であること

注1)「本教育プログラム達成度水準」に達していない科目については、その科目に関する能力が「本教育プログラム達成度水準」以上に達したことを証明する必要がある。その手続きは別に定める。